

## 平成27年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 信用基金における平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は19件、契約金額は1億90百万円である。また、競争性のある契約は18件（94.7%）、1億87百万円（98.5%）、競争性のない契約は1件（5.3%）、3百万円（1.5%）となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない契約が1件となったが、これは信用基金において税務調査が実施されている中で、緊急に信用基金の会計及び税務に精通している者から税務相談等の役務の提供を受ける必要があったことから、契約審査会に諮ったうえで、随意契約を行ったことによるものである。

表1 平成26年度の信用基金の調達全体像（単位：件、億円）

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(67%) 8	(60%) 0.39	(53%) 10	(52%) 0.99	(25%) 2	(156%) 0.60
企画競争・公募	(33%) 4	(40%) 0.26	(42%) 8	(46%) 0.88	(100%) 4	(240%) 0.62
競争性のある契約(小計)	(100%) 12	(100%) 0.65	(95%) 18	(98%) 1.87	(50%) 6	(190%) 1.22
競争性のない随意契約	(0%) 0	(0%) 0	(5%) 1	(2%) 0.03	(-%) 1	(-%) 0.03
合計	(100%) 12	(100%) 0.65	(100%) 19	(100%) 1.90	(58%) 7	(194%) 1.25

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

- (2) 信用基金における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は10件（55.6%）、契約金額は1億23百万円（65.8%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数は100.0%の増、金額は382.9%の増）が、これは信用基金の電算システムの修正・保守に係る案件で、当該システムの開発者のみの応札が増加したことによるものである。

表2 平成26年度の信用基金の一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	7 (58%)	8 (44%)	1 (14%)
	金額	0.39 (61%)	0.64 (34%)	0.25 (64%)
1者以下	件数	5 (42%)	10 (56%)	5 (100%)
	金額	0.25 (40%)	1.23 (66%)	0.98 (383%)
合計	件数	12 (100%)	18 (100%)	6 (50%)
	金額	0.65 (100%)	1.87 (100%)	1.22 (190%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の( )書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下のとおり調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 一般競争入札等の着実な実施

調達に係る契約については、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等(競争入札及び企画競争)競争性のある契約方式での契約締結に努める。【一般競争入札等の割合】

### (2) 一者応札・応募の改善の取組

契約が一般競争入札等による場合であっても、一者応札・応募となった契約については、以下の取組を実施することにより、応札者数または応募者数を増やし実質的な競争性の確保に努める。【当該取組の実施結果】

- ① 仕様書内容の見直し
- ② 業務等準備期間の十分な確保
- ③ 公告期間の見直し
- ④ 公告等周知方法の改善
- ⑤ 業者等からの聴き取りを踏まえた改善方策の検討

### (3) 合理的な調達の実施

一般競争入札等を原則としつつも、会計規程等において明確化された随意契約によることのできる事由に該当する場合は、あらかじめ契約審査会に諮ったうえで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底 (【 】は評価指標)

### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された契約審

査会に報告し、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。【契約審査会による点検件数等】

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

入札談合に関する情報に対して、談合情報対応マニュアルに即し適切な対応に努める。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総括理事（総務担当）を委員長とする契約審査会により調達等合理化に取り組むものとする。

委員長 総括理事（総務担当）

メンバー 財務会計担当理事、総括調整役、参事

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約監視委員会設置運営要領に基づき、競争性のない随意契約や一者応札・応募となった契約案件を中心に個々の契約案件の事後点検を行い、その審議内容を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、信用基金のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。